

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による懲戒処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十六年十二月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 懲戒処分をした年月日

平成二十六年十一月十九日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名

山岡 俊雄

三 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 登録番号

奈良県知事登録第六二三四号

五 懲戒処分の内容

戒告

六 懲戒処分の原因となつた事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第六十一号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）において二級建築士試験に合格しており、同日から平成二十四年三月三十一日までの期間において建築士事務所に所属した二級建築士であつて、同期間に建築士法第二十二条の二第二号の規定による二級建築士定期講習を受けていないことから、同令附則第二条第二項において準用する同条第一項の規定により、同日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、有限会社山岡建設一級建築士事務所（奈良県知事登録第二〇一一（は）一八三三号）に属しました。

このことが、建築士法第十条第一項第一号に該当します。